



◆◆ 新宿ビズタウンメール 2020年3月18日臨時号



～区独自の特別融資(利子、信用保証料の全額補助)の実施について～

発行：新宿区産業振興課

「商工業緊急資金（特例）」の実施について

新型コロナウイルス感染症の流行により、事業活動に影響を受ける区内中小企業者を支援するために商工業緊急資金（特例）をあっせんし、利子と信用保証料を区が全額補助します。ぜひご利用ください。

【対象】 次の（１）～（４）のいずれも満たしていること

（１） ア 法人は、次の要件をいずれも備えていること

（ア） 区内に本店（営業の本拠）があり、区内で同一事業を引き続き 1 年以上営業しており、かつ本店登記が登記日から 1 年以上区内にあること

（イ） 本店と本店登記が区内の同一所在地にあること

イ 個人は区内に事業所（営業の本拠）があり、区内で同一事業を引き続き 1 年以上営業していること（区内在住 1 年以上の場合は東京都内の事業所も可）

※ア、イとも 1 期以上確定申告を行っていて、面談時に納税証明書を提出できることが条件となります。

（２） 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること

（３） 住民税、事業税を滞納していないこと（分納は不可）

（４） 新型コロナウイルス感染症流行の影響により、一時的に売上げの減少等、業況悪化をきたしている、または悪化が見込まれ資金繰りが必要となること

【貸付限度額】 500 万円

【貸付期間】 5 年以内（据置期間 6 か月以内）

【年 利】 2.1%以下（区が全額補助）

【信用保証料】 全額補助

申請方法、必要書類等の詳細は区のホームページをご確認ください。

詳細はこちら↓

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_000001_00011.html

その他、新型コロナウイルス感染症に対する国等の施策についても
区のホームページで随時ご案内しています。

※最新情報については必ず実施機関のホームページ等でご確認ください。

詳細はこちら↓

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_000001_00005.html

このメールマガジンに掲載されている情報については、内容が変更
されたり終了している場合もありますので、必ず詳細を直接主催者
にご確認ください。

本メールマガジンの配信解除は下記アドレスからお手続きください。

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_002144.html

このメールには返信できません。

不明な点等ございましたら、下記問合せ先までお尋ねください。



新宿区文化観光産業部産業振興課

〒160-0023 新宿区西新宿 6-8-2 B I Z 新宿

電話番号：03-3344-0701

FAX 番号：03-3344-0221

インターネットによるお問合せ：

https://www.city.shinjuku.lg.jp/soshiki/261100shoko_00001.html

